

岐阜県公報

第 二 千 九 十 六 号
平成二十一年十一月六日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

(都 市 政 策 課) 七〇三^{ページ}

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 七〇三

○岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示の一部改正

(都 市 政 策 課) 七〇四

公 示

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商 業 流 通 課) 七〇五

○落札者等に関する公示

(水 道 企 業 課) 七〇六

○土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 七〇六

○土地改良区役員の退任

(同) 七〇六

規 則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十五号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十一年岐阜県条例第三十四号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年一月一日とする。

告 示

示

岐阜県告示第六百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字屋篠ノ洞九九の三、一〇二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

岐阜県告示第六百九号

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示（昭和五十四年岐阜県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

第一号1の表中

永保寺観音堂、開山堂、附宝篋印塔	多治見市虎溪山町	永保寺
新長谷寺本堂、三重塔、客殿、釈迦堂、阿弥陀堂、鎮守堂、大師堂及び薬師堂	関市長谷寺町	指定建

境内地の全域

造物の周囲から五十メートル以内の区域で境内地となつてゐる区域

を
守 殿 新

長谷寺本堂、三重塔、客殿、釈迦堂、阿弥陀堂、鎮堂、大師堂及び薬師堂

指定建造物の周囲から五十メ

メートル以内の区域で境内地となつてゐる区域

に改める。

別表一の表の表以外の部分中「高山市域内」を「高山市域内、多治見市域内」に改め、

同表2の項中

2 一般国道十
九号

多治見市域内の
虎溪大橋

土岐市域内の土
岐大橋

愛知県境

多治見市域内の
虎溪大橋

上記区間の路線の両側千
メートル以内の区域
上記区間の路線の両側千
メートル以内の区域

を
2
九一

般国道十
号 多治見市・土岐
市境 土岐市域内の土
岐大橋

上記区間の路線の両側千
メートル以内の区域

に改め、同表9の項中

9

一般国道二
百四十八号

愛知県

多治見市明和町 一丁目二十三番 の八地先 可児市下恵土地 内の県道土岐可 児線との交点	境 多治見市明和町 一丁目二十三番 の八地先 上記区間の路線の両側千 メートル以内の区域 上記区間の路線の両側千 メートル以内の区域 を 9 一般国道 二百四十 八号 多治 市境	見市・可児 可児市下恵土地 内の県道土岐可 児線との交点	上記区間の路線の両側千 メートル以内の区域 に改め、同表中 21 の項を削り、 22 の項を 21 の項と	し、 23 の項から 61 の項までを一項ずつ繰り上げる。 別表二の表の表以外の部分中「高山市域内」を「高山市域内、多治見市域内」に改め、 同表 4 の項中「愛知県境」を「多治見市・土岐市境」に改め、同表 5 の項中「多治見市 地内の多治見駅」を「多治見市・可児市境」に改める。	公 示	。大規模小売店舗の変更の届出に関する件 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模	小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 なお、その変更届出書等は平成二十一年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業 流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 見書を提出することができる。 平成二十一年十一月六日 岐阜県知事 古 田 肇 一 届出年月日 平成二十一年十月二十六日 二 届出者の氏名又は名称 株式会社ユタカファーマシー 三 建物の名称及び所在地 ドラッグユタカ大垣旭町店 大垣市旭町二丁目一番一 外 四 変更した事項 大規模小売店舗の名称 （変更前）（仮称）ドラッグユタカ大垣旭町店 （変更後） ドラッグユタカ大垣旭町店 大規模小売店舗において小売業を行う者 （変更前） 株式会社ユタカファーマシー （変更後） 株式会社ユタカファーマシー 外一者 。大規模小売店舗の変更の届出に関する件 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模 小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 なお、その変更届出書等は平成二十一年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業
---	---	--	---	---	----------------	--	--

流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ユタカファーマシー

三 建物の名称及び所在地

ドラッグユタカ大垣旭町店

大垣市旭町二丁目一番一

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後九時四十五分まで

(変更後) 午前九時から午後〇時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～午後十時

(変更後) 午前八時三〇分～午後〇時三〇分

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気

9,406,000kVh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成21年8月28日

4 落札者を決定した日 平成21年10月16日

5 落札者の氏名及び住所 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

丸紅株式会社

国内電力フロシエント販売 源井 崇二

6 落札金額 111,850,923円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所

(2) 所 在 地 岐阜県瑞浪市瀬戸町2190番地12

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏 名 住 所

揖斐川町土地改良区 平成二〇・三・一六 理事 井口 惣 逸 揖斐郡揖斐川町上南方一七〇九番地一

平成二〇・三・二〇 監事 寺澤 一 之 同 若松 二七六番地

就任した役員

土地改良区 就任年月日 役名 氏 名 住 所

揖斐川町土地改良区 平成二〇・三・二二 理事 林 綾 男 揖斐郡揖斐川町若松 二〇七番地

監事 安藤 龍太郎 同 二七九番地

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
揖斐川左岸用水土地改良区	平成二・三・三	理事	河 瀬 清	揖斐郡揖斐川町北方一三六六番地二
平成二・九・八	同	成 功	同	上南方七六六番地一

平成二十一年十一月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社